

茨木市介護職員実務者研修支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、居宅サービス等を提供する事業所を運営する法人が当該事業所の介護職員に受講させる介護職員実務者研修に要する費用に対し、市が補助金を交付することにより、介護サービスを担う介護職員の育成を促進し、介護職員としての資質を向上させ、もって介護職員の人材を確保し、職場へ定着させることを目的とする。

(補助対象法人)

第2 補助の対象となる法人は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）若しくは同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供する事業所又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設を運営する法人
- (2) 市税の滞納をしていない者
- (3) 当該年度における第4の補助対象経費について、国その他の機関から補助金等の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、補助の対象となる法人が次の各号のいずれにも該当する者に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することを目的とした研修（当該研修の受講が修了した際に当該研修の修了を証するために当該学校又は養成施設が発行する修了証書（第6において「修了証書」という。）を受けることができ、かつ、平成28年4月1日以降に開講したものに限る。第8において「介護職員実務者研修」という。）を受講させる事業とする。

- (1) 第6の規定による申請を行う日（次号において「申請日」という。）において、

市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（日本の国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者に限る。）

(2) 申請日において補助対象法人の市内の事業所に3月以上勤務している者

(3) 市税の滞納をしていない者

（補助対象経費）

第4 補助の対象となる経費は、補助の対象となる事業に要する経費のうち、研修の受講料とする。

（補助金額）

第5 補助金額は、第4の補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、介護職員1人につき100,000円を限度とする。

（補助金の交付申請等）

第6 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市介護職員実務者研修支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 修了証書の写し

(2) 受講料の支払を証する書類の写し

(3) 受講者名簿

(4) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7 市長は、第6の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金の交付又は不交付を決定し、申請者に対し、茨木市介護職員実務者研修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金を支払うものとする。

（介護福祉士国家試験の受験についての報告）

第8 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る介護職員実務者研修を受講させた介護職員が介護福祉士国家試験に合格するまでの間、毎年度当該職員の介護福祉士国家試験の受験状況及び結果について、市長に報告するものとする。

(立入検査)

第9 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第10 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第11 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第12 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第13 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成28年9月20日から実施する。

平成 年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
法人名
代表者 印

茨木市介護職員実務者研修支援事業補助金交付申請書兼請求書

茨木市介護職員実務者研修支援事業補助金の交付を次のとおり申請し、及び請求します。

1 申請額 円

（内訳）

円×	件＝	円（消費税等含む。）
円×	件＝	円（消費税等含む。）
円×	件＝	円（消費税等含む。）

2 添付書類

- (1) 修了証書の写し
- (2) 受講料の支払を証する書類の写し
- (3) 受講者名簿
- (4) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

[同意欄]

茨木市介護職員実務者研修支援事業補助金の審査のために必要があるときは、私の住民登録及び納税状況について茨木市長が住民基本台帳及び市税納付状況に関する資料で確認することに同意します。

申請者 印

研修受講者 印

研修受講者 印

研修受講者 印

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
法人名
代表者 様

茨木市介護職員実務者研修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

平成 年 月 日付け申請の茨木市介護職員実務者研修支援事業補助金
について、次のとおり決定したので通知します。

決定内容	交付 ・ 不交付
	交付決定額 円 (平成 年 月 日に、申請者指定の口座に振り込みます。)
不交付の理由	
備考	

平成 年 月 日

茨木市長

印